

政務活動費 領収書等貼付用紙

0962

(1/1)

日付	令和 7 年 4 月 30 日	支出額	59,901 円
項目	事務費	充当額	41,930 円
細目	事務費	按分率	7/10
摘要	令和 7 年 4 月、5 月、6 月分電話使用料		
備考	4 /30 19760 円、6 /2 19794 円 、 6 /30 20347 円 梅澤佳一		

支払証明書あり

理由

銀行口座より引き落としの為

梅澤佳一



普通預金(兼お借入明細)

4

*差引残高欄に(-)印があるものは貸越残高です。

摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
[Redacted]			
D 7- 6- 2	電話料金	19,794	トコモ ケイティ
[Redacted]			
[Redacted]			
D 7- 6-30	電話料金	20,347	トコモ ケイティ
[Redacted]			

1. 証券類をご入金の場合は摘要欄に記号(他券、振込)と日付を印字します。
払戻しのできる日は、上記日付の午後となります。
2. 摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については再記載いたします。

4

梅澤 佳一



普通預金(兼お借入明細)

3

* 差引残高欄に(-)印があるものは貸倒残高です。

日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
[Redacted]				
D.7- 4-30	電話料金	19,750	トコモ ケイティ	
[Redacted]				

日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
[Redacted]				

1. 証券類をご入金の場合は摘要欄に記号(他券、源法)と日付を印手します。
払戻しのできる日は、上記日付の午後となります。
2. 摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「*」のついた取引については再記憶いたします。

3

政務活動費 領収書等貼付用紙

0963

(1/3)

日付	令和 7 年 4 月 30 日	支出額	3,820 円
項目	事務費	充当額	3,056 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	令和 7 年 4 月分～6 月分ガス使用料（事務所用）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

0963

(2/3)

検針順		検針日	2025/04/14	前回請求額	円	日付	商 品 名	数量	金 額
21100	今回指針	2.0	m ³	その他売上	円				
	前回指針	1.0	m ³	入 金 額	円				
				請求明細小計	0				
ライド	ガス使用量	1.0	m ³		円				
83	前 回	03/15	1.0		円				
	ガス料金	1870	円	今回請求額	1870	銀行・支店	振替日	振替金額	次回支払日
	消費税等		円		円				
	ガス料金計		円	今回領収額	1870				
			円	請求残高					

領収日 7年4月30日

毎度ありがとうございます。
左記の通り正に領収いたしました。

印 紙

埼玉県炭(株) 048-571-0022

検針順		検針日	2025/05/16	前回請求額	円	日付	商 品 名	数量	金 額
1100	今回指針	2.0	m ³	その他売上	円				
	前回指針	2.0	m ³	入 金 額	円				
				請求明細小計	0				
ライド	ガス使用量	0	m ³		円				
83	前 回	04/14	1.0		円				
	ガス料金	1730	円	今回請求額	80	銀行・支店	振替日	振替金額	次回支払日
	他引き	1650	円		円				
	消費税等		円	今回領収額	80				
	ガス料金計	80	円	請求残高					

領収日 7年5月31日

毎度ありがとうございます。
左記の通り正に領収いたしました。

印 紙

埼玉県炭(株) 048-571-0022

政務活動費 領収書等貼付用紙

0963

(3/3)

神尾 高善 1 様

585-3929

領 収 書

6月分

コード

発行No 98306

担当者

検針順
1100

検 針 日
2025/06/15

今回指針
3. m

前回指針
2.0 m

ガス使用量
1 m

前 回
05/17 0.0 m

前回請求額

その他売上
入 金 額

請求明細小計
0

今回請求額
1870

今回領収額
1870

請求残高

日 付	商 品 名	数 量	金 額

銀行・支店	振替日	振替金額	受取日

領収日 7 年 6 月 30 日

毎度ありがとうございます。
左記の通り正に
領収いたしました。

印 紙

領収印

埼玉石灰(株)

048-571-0022

毎度お買い上げ有り難うございますお支払いは自動振替が便利です。基本料
従量料 設備料0税込

政務活動費 領収書等貼付用紙

0964

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 30 日	支出額	14,240 円
項目	事務費	充当額	14,240 円
細目	事務費	按分率	
摘要	携帯電話使用料（4 月分～5 月分）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

0964

(2/2)

if the payment cannot be transferred on this date, interest on any unpaid balance may be charged. なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)

RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)
お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)

(2025年 5月13日発行)

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
神尾 高善 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

2025年 4月ご請求分	
2025年 4月 30日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	14,302 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

印紙税申告納 付につき差 税務署承認済	NTTファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70
---------------------------	---

T30041221005 14071 06621 00 Q

if the payment cannot be transferred on this date, interest on any unpaid balance may be charged. なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)

RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)
お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)

(2025年 6月12日発行)

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
神尾 高善 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

2025年 5月ご請求分	
2025年 6月 2日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	14,258 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

印紙税申告納 付につき差 税務署承認済	NTTファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70
---------------------------	---

T30041121010 20044 12078 00 Q

[illegible]

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。	税別 TAX
--	-------------------------	--	-------------------------------	-----------

T30041121006 11325 06006 00

T30041221005 14072 06621 00

政務活動費 領収書等貼付用紙

0965

(1/1)

日付	令和 7 年 4 月 30 日	支出額	43,880 円
項目	事務費	充当額	39,492 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	エアコンリース代（4 月～8 月）		
備考	その他の支払日 5/30, 6/30, 7/31, 8/29		

支払証明書あり

理由

リース契約書

カールシステムズ株式会社(以下、「甲」という。)と 埼玉県議会議員 齊藤邦明
(以下、「乙」という。)とは、甲乙間のリース契約について、次のとおり契約する。

第1条(本件リース物件)

甲は、乙に対して後記物件の表示記載の物件(以下、「本件リース物件」という。)を別紙に定める物件
を下記記載の設置場所にてリース(賃貸)し、乙はこれを借り受ける。

本件リース物件設置場所

住所: 設置場所: 埼玉県児玉郡上里町三町 860-6

第2条(リース期間)

リース期間は、以下のとおりとする。

2022 年 9 月 1 日から 2025 年 8 月 31 日までとする。

第3条(リース料)

1. 本件装置のリース料は、月額 8,776 円(消費税込)とする。
2. 乙は甲に対し、前項の賃貸料を、毎月当月末日に、甲の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

お振込先

第4条(本件リース物件の引渡し)

甲は、本件機械を本契約第 1 条に定める設置場所において、乙に対して引渡しを終えるものとし、乙も
その整備状況その他の必要事項を確認の上、これを借り受けるものとする。

第5条(本件リース物件の保管・使用方法)

- 1 乙の顧客または第三者から本件リース物件に対して強制執行、保全処分等がなされた場合、乙は
直ちにその事実を甲に通知するとともに、甲の権利保全に必要な措置をとる。
- 2 乙は本件リース物件を善良な管理者の注意をもって保管、使用し、乙の費用で本件リース物件の
保守・修理・点検を行う。
- 3 乙は、書面による甲の同意を得なければ本件リース物件を後記物件の表示記載の設置場所以外
に移転できないものとする。

第6条(本件リース物件の現状変更)

乙は、いかなる場合でも、本件リース物件の改造を行わないものとする。ただし、事前の甲の書面による同意があるときはこの限りでない。

第7条(本件リース物件の検査、報告)

乙は、甲の請求があり次第、直ちに本件リース物件の検査のための甲の乙事務所等への立入り等に協力するとともに、本件リース物件の設置、保管の状況に関する一切の書類を甲に提出しなければならない。

第8条(本件リース物件の譲渡等の禁止)

乙は、本件リース物件を第三者に譲渡、本契約上の権利の第三者への譲渡、または担保提供しない。

第9条(期限の利益の喪失)

乙について下記各号の事由が一つでも生じた場合には、甲からの通知催告等がなくても乙は期限の利益を失い、甲は乙に対してリース料等の乙の負担するすべての債務の即時支払および本件リース物件の引揚げ・返還請求の全部または一部を行うことができる。

- 1) 第三者から差押、仮差押、仮処分を受けたとき
- 2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申し立てをし、またはこれらの申立を受けたとき
- 3) 解散決議のための手続を開始したとき
- 4) 支払停止もしくは支払不能に陥ったときまたは手形交換所から不渡処分もしくは取引停止処分を受けたとき
- 5) 連絡が取れない等、所在が不明となったとき
- 6) 本契約のいずれかの条項に違反したとき
- 7) 財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると合理的に認められる相当の事由があるとき
- 8) その他本契約の円滑な履行が困難になったときまたは信用不安が生じるなど債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第10条(遅延損害金)

乙が本契約による甲に対する支払債務を怠ったとき、または甲が乙のために費用の立替払をしたときは、乙は支払うべき債務に対して支払済みに至るまで年14.6パーセントの割合による遅延損害金を支払う。

第11条(本件リース物件の返還)

- 1 リース期間の満了または本契約第9条により甲から本件リース物件の返還の請求があったときは、乙は直ちに本件リース物件を設置場所において甲に返還する。
- 2 本件リース物件の返還に要する一切の費用は乙の負担とする。

本契約を証するため本書2通を作成し、甲、乙は以下に署名押印し、各自1通を保有する。

2022年 8月 12日

(甲)

埼玉県さいたま市浦和区常盤 4-11-43

カールシステムズ株式会社

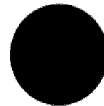
代表取締役 清水光則



(乙)

埼玉県見玉郡上里町三所 860-6

齊藤 邦明



別紙

[illegible]

政務活動費 領収書等貼付用紙

0966

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 30 日	支出額	2,979 円
項目	事務費	充当額	2,681 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	来客用茶菓		
備考	宛名：埼玉県議会自由民主党議員団		

政務活動費 領収書等貼付用紙

0966

(2/2)

伊勢丹浦和店 048 (834) 1111
www.isetan.co.jp

三越伊勢丹アプリ

+3%
お得な
キャンペーン開催中

2025/04/30(水) 12:35 15 0105 71847 9999

領 収 書

イイヅカ 様

金額 ￥2,996

取引合計金額 ￥2,996

10%対象 16 (内 消費税 1)

8%対象 2,980 (内 消費税 220)

消費税等合計 221

軽減税率対象(食品含む)
但し

☒食料品 (軽減税率) ☐食料品 (標準税率)

☐衣料品 ☐雑貨 ☐家庭用品 ☐飲食

☒その他 (手提げ袋代)

上記金額正に領収致しました
株式会社 三越伊勢丹 伊勢丹浦和店

クレジット JCB
XXXXXXXXXXXXXXXX

売場名 菓匠花見

内線 3024 担当者

政務活動費 領収書等貼付用紙

0967

(1/1)

日付	令和 7 年 4 月 30 日	支出額	16,500 円
項目	事務費	充当額	14,850 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	電気・水道料（支払い：4 月 30 日・5 月 30 日・6 月 30 日支払い分）		
備考	5500 円×3 ヶ月＝16500 円 16500 円×90％＝14850 円		

支払証明書あり

理由

契約書のみで領収書は貰っていないため。



更新事業用建物 賃貸借契約書

ロイヤルコートムラタ

100号室

貸主 有限会社村田管理サービス 様

借主 埼玉県議会議員 荒木 裕介 様

建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	ロイヤルコートムラタ		
所在地(住居表示)	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-10		
構 造 ・ 規 模	鉄筋コンクリート造 7階建て		
用 途	事務所		
契 約 面 積	1 階部分	59.95	m ²
余白			

(2) 使用目的

議員事務所として

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2024 年 3 月 19 日 から	2 年 - 月間	
終期	2026 年 3 月 18 日 まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

(4) 賃料等

賃 料	月額	77,000 円	(内消費税等 7,000 円 ・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	5,500 円	(内消費税等 500 円 ・ 税率 10 %)
保証金(敷金)		80,000 円	賃料の - ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・数引			
駐 車 料		5,093 円 (内消費税等 463円・税率10%)	円
電気・水道料		5,500 円 (内消費税等 500円・税率10%)	
賃料等の支払方法	支 払 時 期	翌月分を 毎月 末 日までに支払う	
	☒ 振込 ☐		
	振込先金融機関名・支店名		口座種別 普通
	口座番号	口座名義人・フリガナ	
	振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名	有限会社村田管理サービス	電話	048 (861) 5234
	住所	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-20		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	-
	氏名	-

(6) 連帯保証の極度額

極度額	- 円
-----	-----

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無)

更新料の金額	☒ 新賃料の 1 ヶ月分 ・ ☐ 円
借主は契約更新時に取引業者に対し書類作成料として新賃料の0.25ヵ月分(消費税別)を支払うこととする。	

特約条項

借主は本物件の使用に際し、近隣の迷惑になるような騒音には十分留意しその使用をすること。
また、迷惑になるようなことがあった場合は速やかに借主の責任において対処すること。
本契約内容に記載のない事項については、当初の契約内容を遵守するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、本契約書2通を作成し、貸主、借主、署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和6年2月27日

貸主 住所 〒338-0832 さいたま市桜区西堀2丁目2番20号
有限会社 村田管理サービス
氏名 代表取締役 村田 佳津男 電話番号 ()

借主 住所 さいたま市桜区西堀2-2-10 100号室
氏名 荒木 裕介 電話番号 048 (872) 1255

連帯保証人 住所
氏名 (印) 電話番号 ()
極度額 - 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)
取引態様 ☒ 媒介 ・ ☐ 代理 取引態様 ☐ 媒介 ・ ☐ 代理
免許証番号 埼玉県知事 (5) 第 19081 号 免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県さいたま市中央区鈴谷 事務所所在地
商号 株式会社 グッドステ 商号
代表者等 益子 賢治 代表者等
登録番号 登録番号 第 号
宅地建物取引士 宅地建物取引士

不動産賃貸契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主および借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」といいます。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」といいます。)を締結しました。

(使用目的)

第2条 借主は、頭書(2)に記載の使用目的で本物件を使用しなければなりません。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するとおりとします。

(賃料)

第4条 借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければなりません。

- 2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。
- 3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。
 - 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
 - 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

(共益費)

- 第5条 借主は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下この条において「維持管理費」といいます。)に充てるため、共益費を貸主に支払うものとします。
- 2 前項の共益費は、頭書(4)の記載に従い、支払わなければなりません。
 - 3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日割計算とします。
 - 4 貸主および借主は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができます。

(保証金または敷金)

- 第6条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金または敷金(以下「保証金等」といいます。)を貸主に預託するものとします。
- 2 貸主は保証金等に対して利息を付さないものとします。
 - 3 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金等をその債務の弁済に充てることができます。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、保証金等をもって当該債務の弁済に充ててことを請求することができません。
 - 4 前項により、貸主が保証金等を借主の債務の弁済に充当したときは、借主は保証金等不足額を遅滞なく貸主に預託するものとします。
 - 5 借主は、保証金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。
 - 6 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、保証金等の全額を借主に返還します。ただし、本物件の明渡し時に、頭書(4)に記載する保証金償却または敷引、賃料・共益費等の滞納、第28条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を保証金等から差し引いた額を明示し、遅滞なく返還するものとします。

(契約の更新)

第7条 貸主および借主は、協議の上、本契約を更新することができます。ただし、貸主は、借主に対して契約期間満了の6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して契約期間満了前における頭書(3)記載の解約申入れ期間前までに、本契約を更新しない旨または本契約の条件を変更する旨の通知等、特別の意思表示をした場合は、この限りではありません。

3
4

(更新料)

第8条 借主は、貸主に対し、前条の更新の際、頭書(7)の更新料額の定めがあるときは、頭書(7)の更新料を支払うものとします。

(借主の負担すべき費用)

第9条 次の各号に掲げる費用については、借主の負担とします。

- 一 本物件内の水道光熱費
- 二 借主が貸主の承諾を得て本物件内に設置した内装・諸造作・設備・機器等の維持費・管理費
- 三 本物件(借主の諸造作・設備・機器等を含みます。)の清掃、手入れの費用
- 四 その他頭書および特約条項に記載した費用

(消費税等)

第10条 借主は、貸主に対し、賃料・共益費その他本契約に基づき借主が貸主に支払うべきもの(以下「賃料等」といいます。)で、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されるものについては、当該支払額に法定の消費税等を加算して支払うものとします。ただし、本契約の存続期間中に消費税率が変更された場合、変更後の消費税率に従った賃料等を支払うものとします。

(債務遅延損害金)

第11条 借主が貸主に対し、賃料その他の本契約から生ずる金銭債務の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。ただし、借主は当該損害金の支払により貸主の契約解除権の行使を免れるものではありません。

(内部造
第14条

(反社会的勢力の排除)

第12条 貸主、借主および連帯保証人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
- 二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

2
3
4

2 借主は、貸主の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはなりません。

(修繕)
第15条

(禁止または制限される行為)

第13条 借主は、本物件を頭書(2)に記載の使用目的以外の目的で使用してはなりません。

2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡(担保の提供、経営の委任、営業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為による

3

	による借主の変更を含みます。)し、または転貸(共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含みます。)してはなりません。
て	
い	3 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替
い	または本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはなりません。
	4 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはなりません。
	一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
新	二 本物件に反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者を居住・利用させ、または反復
	継続して反社会的勢力を出入りさせること
	三 本物件を、危険薬物の販売等の用に供すること
	四 本物件を、特殊詐欺の用に供すること
	五 本物件を、性風俗関連特殊営業の用に供すること
費	六 衛生上有害となる行為を行うこと
	七 法令に違反し、または公序良俗に反する行為、および風紀を乱す行為を行うこと
	八 本物件内で居住または宿泊を行うこと
	九 本物件内に危険物を持ち込むこと
賃	十 本物件内で動物を飼育(一時預かりも含みます。)すること
の	十一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
続	十二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
。	十三 他のテナント・居住者・利用者・近隣等に迷惑をかける行為を行うこと
	(内部造作および設備の新設等)
に	第14条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ書面により貸主の承諾を得ることとします。
書	一 本物件内の間仕切り・建具および造作の新設または変更
	二 照明灯の増設・移転、通信回線の引込み架設、給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増
	設・移転・変更等
	三 金庫その他重量物の搬入据付
下	四 看板および広告設備の設置
	五 その他前記第一号ないし第四号の行為に関連する一切の工事
は	2 借主は、前項の工事を行う場合には、貸主の指定もしくは承認する工事業者により、貸主の指示・
	監督に従い施工するものとし、その工事に要する費用は借主の負担とします。
締	3 借主は、前項の工事を、契約期間内に実施するものとします。
	4 借主の費用により新設・付加した諸造作・設備等に賦課される公租公課は、宛名・名義の如何に
	かわらず借主の負担とします。
	(修繕)
	第15条 貸主は、建物の躯体および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行います。
と	2 前項の修繕を実施する場合、貸主は借主にその旨を通知するものとし、借主またはその代理人・
	使用人・請負人等の借主の関係者は、貸主または貸主の指定する工事業者等の指示がある場合
	は、それを遵守するものとします。なお、借主は貸主に対し、当該修繕等の工事の実施によって被
	る損害の賠償を請求することはできないものとします。
	3 借主は、本物件内に修繕を要する箇所を発見した場合には、貸主に速やかに通知しなければ
	なりません。

- 4 借主の故意または過失にもとづく事由による修繕については、借主がその費用を負担するものとします。なお、借主は自己負担の修繕の場合であっても、修繕工事は貸主の指定業者が行うものとし、修繕工事の着手前に修繕費用を貸主に支払うものとします。

(損害賠償責任)

第16条 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者の故意または過失により、貸主または他の賃借人等の第三者に損害を与えた場合は、借主はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとします。

- 2 前項の者の行為による損害について、貸主が利益を失った場合および貸主の名誉・信用が害された場合においても、前項の定めと同様とします。

(善管注意義務)

第17条 借主は本物件および共用部を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

(管理規約等の遵守)

第18条 借主は、本物件に係る管理規約・使用細則等を遵守するとともに、貸主が本物件の管理上必要な事項で借主に通知した事項について遵守し、他のテナント・居住者・利用者・近隣等の迷惑になるような行為をしないものとします。

(保険の加入)

第19条 借主は、本契約存続中、借主の負担により、貸主が指定した保険金額の借家人賠償責任特約付テナント総合保険等に参加し、その保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

- 2 借主は、本契約が存続している限り、前項の保険を必ず更新しなければならないものとし、更新後遅滞なく保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

(通知義務)

第20条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を速やかに貸主に書面により通知しなければなりません。

- 一 借主が個人の場合、住所・氏名・屋号・連絡先・その他身分上の事項の変更
- 二 借主が法人の場合、住所・商号・代表者・連絡先・その他商業登記事項上の記載事項の変更
- 三 連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更
- 四 借主が本物件を長期間(1ヶ月以上)不在にする場合の行先・期間・緊急連絡先
- 五 第22条第2項第七号ないし第九号に規定する事項があった場合

(一部)
第23条

(免責)

第21条 地震・火災・水害等の天災地変、あるいは貸主が建物所有者および賃貸人として建物維持管理上通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気・ガス・水道その他建物の設備に起因もしくは関連して借主に損害が生じた場合、または盗難、示威運動、労働争議等により借主に損害が生じた場合、貸主はその責を負いません。

(契約の解除)

第22条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。

(期間)
第24条

- 一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
- 二 第5条第1項に規定する共益費支払義務
- 三 第8条に規定する借主の更新料支払義務

つと もの	四 第9条各号に規定する借主の費用負担義務
	五 第15条第4項に規定する借主の修繕費用負担義務
	六 第30条第6項に規定する連帯保証人を変更する義務
こは 貸す	2 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該事象の解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されずに、当該事象により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。
	一 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に反した場合
	二 第13条第4項第六号ないし第十三号に定める行為を行った場合
さ	三 借主に貸主の信用を著しく失墜させる行為があったとき
	四 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者に、共同利用および共同生活を乱す行為があったとき
	五 本契約または本契約に付帯して締結される契約、覚書もしくは一棟の建物または本物件についての管理規約・使用規則等の遵守義務に反した場合
要な なる	六 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があったとき
	七 借主に対して銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき
	八 借主に対して破産・民事再生・会社更生・清算手続き等の申立があったとき
し	九 主務官庁等から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき
	十 その他本契約の各条項に違反したとき
し後	3 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当し、信頼関係の破壊が認められる場合には、何らの催告も要せず、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。
	一 第12条第1項に規定する確約に反した場合
	二 第12条第2項の規定に反した場合
を更	三 第13条第2項、第3項、および第4項第一号ないし第五号に規定する行為を行った場合
	四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたことが判明した場合 (一部滅失等による賃料等の減額等)
目 目 目	第23条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、それが借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用および収益できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、貸主および借主は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。
	2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、残存する部分のみでは借主が賃借した目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができます。
	(期間内解約)
務 余	第24条 本契約期間内であっても、借主は、貸主に対して、 3 ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。
	2 本契約期間内であっても、正当事由がある場合には、貸主は、借主に対して、解約日の6ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。
	3 第1項の規定にかかわらず、借主は、書面による解約申入れの日から 3 ヶ月分の賃料および

び共益費等相当額を貸主に支払うことにより、即時に本契約を解約することができます。

4 借主は貸主の承諾無くして解約の撤回、もしくは解約日の変更をすることができません。

(賃貸借期間開始前の解約)

(連帯保

第25条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申入れを行うものとし、この場合、借主は、賃料の 3 ヶ月分を貸主に支払うものとします。

第30条

(契約の終了)

第26条 本契約は、本物件の全部が天災、地変、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用および収益できなくなった場合には、当然に終了します。

2 本契約は、以下の事象が生じたときには終了します。

一 借主が個人の場合、借主の死亡により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき

二 借主が法人の場合、借主の解散により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき

(明渡し)

第27条 借主は、本契約が終了する日までに(第22条の規定にもとづき本契約が解除された場合にあっては、直ちに)、本物件を明け渡さなければなりません。

2 借主は、前項の明渡しをするときには、明渡し日を事前に貸主に通知しなければなりません。

3 本契約終了と同時に、借主が本物件を明け渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明け渡し完了する日まで、1ヶ月当たり、月額賃料および共益費の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとします。

4 本物件の明渡し時において、借主が本物件内に残置した物品がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主はその物品を処分することができるものとし、その費用については借主の負担とします。

(財務

第31条

(明渡し時の原状回復)

第28条 借主は、本契約が終了するときは、貸室内の物品等一切を搬出し、借主の設置した内装造作諸設備等を収去し、貸室を賃貸借契約当初の原状に復しなければなりません(以下、「原状回復」といいます。))。

2 第1項に定める原状回復の工事は、貸主が指定若しくは承認する工事業者が施工するものとします。

3 第2項に定める原状回復の工事費用は、借主の負担とします。

4 借主は、本物件の明渡しに際して、その理由、名目の如何にかかわらず、借主が支出した必要費、有益費の償還、内装・諸造作・設備・機器等の償還または買取り、移転料、立退料、権利金等、貸主に対して一切の請求はできません。

(協議

第32条

(立入り)

第29条 貸主または貸主が指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の修繕・管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができます。

(管轄

第33条

2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定にもとづく貸主の立入りを拒否することはできません。

(特約

第34条

3 貸主は、緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に

立ち入ることができます。この場合において、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後その旨を借主に速やかに通知しなければなりません。

(連帯保証人)

- 第30条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の債務を保証するものとします。本契約が更新された場合も同様とします。
- 2 連帯保証人は本契約書に実印を押印するとともに、貸主に対して、印鑑登録証明書(発行日が本契約締結前3ヶ月以内のもの。)を1通提出するものとします。
- 3 連帯保証人が個人の場合に限り、前項の連帯保証人の債務の負担について、頭書(6)および記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 4 連帯保証人が個人の場合に限り、連帯保証人が負担する債務の元本は、借主または連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 5 貸主は、連帯保証人の請求があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければなりません。
- 一 賃料、共益費および本契約に関する一切の金銭債務の情報
 - 二 第一号に関する利息、違約金、損害賠償その他第一号の債務についての不履行の有無とその額
 - 三 第一号に関する費用のうち弁済期が到来しているものの額
- 6 連帯保証人としての適性を欠いた場合には、直ちにその旨を貸主に通知し、貸主が連帯保証人の変更を求めたときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しなければなりません。
- 7 借主は、連帯保証人の住所、連絡先等に変更があったときは、直ちに貸主に通知するものとします。

(財務状況等の説明)

- 第31条 借主は、個人の連帯保証人に対し、民法第465条の10第1項にもとづき下記情報を提供したこと、また、提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証します。
- 一 財産および収支の状況
 - 二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額および履行状況
 - 三 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容
- 2 個人の連帯保証人は、借主から前項の情報の提供を受けたこと、また、当該情報の内容を理解した上で、本契約から生じる借主の債務を保証することを確認します。

(協議)

- 第32条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

(管轄裁判所)

- 第33条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

(特約条項)

- 第34条 第33条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記(2ページ)するとおりとします。

以上

政務活動費 領収書等貼付用紙

0968

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 30 日	支出額	9,539 円
項目	事務費	充当額	8,585 円
細目	事務費	按分率	90/100
摘要	事務所電話代		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

政務活動費 領収書等貼付用紙

0968

(2/2)

受取書(ご依頼人控え) RECEIPT			
依頼日	年 月 日		
金額	9,539円		
先方銀行	みずほ銀行 シラカバ支店		
受取人	ソフトバンク株式会社		
預金種目	普通	口座番号	0229009
ご依頼人	白土幸仁政務活動事務所 様		
お客様番号	[REDACTED]		

銀行 支店

取扱日付印 印

25.4.30

ローソン本店 紙

請求金額に加え、手数料はお客様負担となります。
(銀行・コンビニ→お客様渡し)

※お振り込み時に切り離してください。

政務活動費 領収書等貼付用紙

0969

(1/1)

日付	令和 7 年 4 月 30 日	支出額	56,796 円
項目	事務費	充当額	28,398 円
細目	事務費	按分率	5/10
摘要	ドコモ携帯電話料金		
備考	利用日 2025 年 4 月 30 日～2026 年 3 月 31 日		

支払証明書あり

理由

ご利用代金請求明細書
逢澤 圭一郎 様

2025/03/13

楽天カード株式会社
本 社 / 東京都港区南青山二丁目6番21号
会員専用相談窓口: 0570-66-6910
※ご利用いただけない場合は、092-303-1168

2025年06月ご利用金額
4,673円

ご利用カード
楽天カード(JCB) ****-****-****-****

お支払日	返済方法	引落口座	請求確定日	利用獲得ポイント	振替額	返金額
2025/06/27	口座振替	PayPay銀行 普通 444-****	2025/06/21	23ポイント	0円	0円

ご利用明細

(単位: 円)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料/利息	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高	
2025/04/30	ドコモご利用料金	0.5月分	本人*	1回払い	4,673	0	4,673	4,673	0

ご利用代金請求明細書
逢澤 圭一郎 様

2025/03/13

楽天カード株式会社
本 社 / 東京都港区南青山二丁目6番21号
会員専用相談窓口: 0570-66-6910
※ご利用いただけない場合は、092-303-1168

2025年07月ご利用金額
4,670円

ご利用カード
楽天カード(JCB) ****-****-****-****

お支払日	返済方法	引落口座	請求確定日	利用獲得ポイント	振替額	返金額
2025/07/28	口座振替	PayPay銀行 普通 444-****	2025/07/22	23ポイント	0円	0円

ご利用明細

(単位: 円)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料/利息	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高	
2025/05/31	ドコモご利用料金	0.6月分	本人*	1回払い	4,670	0	4,670	4,670	0

ご利用代金請求明細書
逢澤 圭一郎 様

2025/03/13

楽天カード株式会社

本 社 / 東京都港区南青山二丁目4番21号

会員様相談窓口: 0570-06-0910

※ご利用いただけない場合は、062-303-7188

2025年06月ご請求金額

ご利用カード

楽天カード (JCB) ****-****-****

お支払日	返済方法	引落口座	請求確定日	利用獲得ポイント	調整額	返金額
2025/06/27	口座振替	PayPay銀行	2025/06/21	40ポイント	0円	0円
普通 444						

ご利用明細

(単位:円)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料/利息	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高
2025/06/30	ドコモご利用料金	0 7月分	本人*	1回払い	4,673	0	4,673	4,673

ご利用代金請求明細書
逢澤 圭一郎 様

2025/03/13

楽天カード株式会社

本 社 / 東京都港区南青山二丁目6番21号

会員様相談窓口: 0570-06-0910

※ご利用いただけない場合は、062-303-7188

2025年09月ご請求金額

ご利用カード

楽天カード (JCB) ****-****-****

4,723円

お支払日	返済方法	引落口座	請求確定日	利用獲得ポイント	調整額	返金額
2025/09/29	口座振替	PayPay銀行	2025/09/23	23ポイント	0円	0円
普通 444						

ご利用明細

(単位:円)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料/利息	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高	
2025/07/31	ドコモご利用料金	0 8月分	本人*	1回払い	4,723	0	4,723	4,723	0

ご利用代金請求明細書
遠澤 圭一郎 様

2026/03/13

楽天カード株式会社

本 社 / 東京都港区南青山二丁目6番21号

会員専用窓口: 0670-66-6910

※ご利用いただけない場合は、092-303-7166

2025年10月ご利用金額
4,769円

ご利用カード
楽天カード(JCB) ****-****-****-****

お支払日	返済方法	引落口座	請求確定日	利用獲得ポイント	振替額	返金額
2025/10/27	口座振替	PayPay銀行 普通 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	2025/10/21	23ポイント	0円	0円

ご利用明細

(単位: 円)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料/利息	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高	
2025/08/31	ドコモご利用料金	0 9月分	本人+	1回払い	4,769	0	4,769	4,769	0

ご利用代金請求明細書
遠澤 圭一郎 様

2026/03/13

楽天カード株式会社

本 社 / 東京都港区南青山二丁目6番21号

会員専用窓口: 0670-66-6910

※ご利用いただけない場合は、092-303-7166

2025年11月ご利用金額
5,211円

ご利用カード
楽天カード(JCB) ****-****-****-****

お支払日	返済方法	引落口座	請求確定日	利用獲得ポイント	振替額	返金額
2025/11/27	口座振替	PayPay銀行 普通 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	2025/11/20	32ポイント	0円	0円

ご利用明細

(単位: 円)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料/利息	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高
2025/08/30	ドコモご利用料金	10月分	本人+	1回払い	5,211	0	5,211	5,211

ご利用代金請求明細書
逢澤 圭一郎 様

2026/03/13
楽天カード株式会社
本 社 / 東京都港区南青山二丁目6番21号
会費照会窓口: 0570-66-6610
※ご利用いただけない場合は、002-303-7166

2025年12月ご利用金額
4,671円

ご利用カード
楽天カード(JCB) ****-****-****-****

お支払日	返済方法	引落口座	請求確定日	利用獲得ポイント	調整額	返済額
2025/12/28	口座振替	PayPay銀行 ****-****-****-****	2025/12/23	23ポイント	0円	0円

ご利用明細

(単位: 円)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料/利息	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高	
2025/10/31	ドコモご利用料金	11月分	本人*	1回払い	4,671	0	4,671	4,671	0

ご利用代金請求明細書
逢澤 圭一郎 様

2026/03/13
楽天カード株式会社
本 社 / 東京都港区南青山二丁目6番21号
会費照会窓口: 0570-66-6610
※ご利用いただけない場合は、002-303-7166

2026年01月ご利用金額
4,723円

ご利用カード
楽天カード(JCB) ****-****-****-****

お支払日	返済方法	引落口座	請求確定日	利用獲得ポイント	調整額	返済額
2026/01/27	口座振替	PayPay銀行 ****-****-****-****	2026/01/21	23ポイント	0円	0円

ご利用明細

(単位: 円)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料/利息	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高	
2025/11/30	ドコモご利用料金	12月分	本人*	1回払い	4,723	0	4,723	4,723	0

ご利用代金請求明細書
達澤 圭一郎 様

2025/03/13
楽天カード株式会社
本 社/東京都港区南青山二丁目5番21号
会員専用窓口: 0570-66-6910
※ご利用いただけない場合は、092-303-7168

2025年02月ご請求金額
4,661円

ご利用カード
楽天カード(JCB) ****-****-****-****

お支払日	返済方法	引落口座	請求確定日	利用獲得ポイント	調整額	返金額
2026/02/27	口座振替	PayPay銀行	2026/02/23	23ポイント	0円	0円

ご利用明細

(単位: 円)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料/利息	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高
2025/12/31	ドコモご利用料金	本人*	1回払い	4,661	0	4,661	4,661	0

ご利用代金請求明細書
達澤 圭一郎 様

2026/03/13
楽天カード株式会社
本 社/東京都港区南青山二丁目5番21号
会員専用窓口: 0570-66-6910
※ご利用いただけない場合は、092-303-7168

2026年03月ご請求金額
4,680円

ご利用カード
楽天カード(JCB) ****-****-****-****

お支払日	返済方法	引落口座	請求確定日	利用獲得ポイント	調整額	返金額
2026/03/27	口座振替	PayPay銀行	2026/03/23	23ポイント	0円	0円

ご利用明細

(単位: 円)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料/利息	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高
2026/01/31	ドコモご利用料金	本人*	1回払い	4,680	0	4,680	4,680	0

ご利用代金請求明細書
通澤 圭一郎 様

2026/05/22

楽天カード株式会社
本 社／東京都港区新青山二丁目6番21号
会員様相談窓口：0570-66-6910
※ご利用いただけない場合は、092-303-7188

2026年04月ご請求金額
4,683円

ご利用カード
楽天カード(JCB) ****-****-****-****

お支払日	返済方法	引落口座	請求確定日	利用獲得ポイント	請求額	返金額
2026/04/27	口座振替	PayPay銀行 ****-****-****-****	2026/04/21	23ポイント	0円	0円

ご利用明細

(単位：円)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料/利息	支払総額	当月請求額	当月繰越残高
2026/02/28	ドコモご利用料金	本人*	1回払い	4,683	0	4,683	4,683	0

ご利用代金請求明細書
通澤 圭一郎 様

2026/05/22

楽天カード株式会社
本 社／東京都港区新青山二丁目6番21号
会員様相談窓口：0570-66-6910
※ご利用いただけない場合は、092-303-7188

2026年05月ご請求金額
4,659円

ご利用カード
楽天カード(JCB) ****-****-****-****

お支払日	返済方法	引落口座	請求確定日	利用獲得ポイント	請求額	返金額
2026/05/27	口座振替	PayPay銀行 ****-****-****-****	2026/05/21	23ポイント	0円	0円

ご利用明細

(単位：円)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料/利息	支払総額	当月請求額	当月繰越残高
2026/03/31	ドコモご利用料金	本人*	1回払い	4,659	0	4,659	4,659	0

政務活動費 領収書等貼付用紙

0970

(1/1)

日付	令和 7 年 4 月 30 日	支出額	110,000 円
項目	事務費	充当額	99,000 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	IpadPro リース料		
備考	その他の支払日 2025 年 5/30, 6/30, 7/31, 8/29, 9/30, 10/31, 11/28, 12/26 2026 年 1/30, 2/27		

支払証明書あり

理由

リース契約書

カールシステムズ株式会社(以下、「甲」という。)& 埼玉県議会議員 齊藤邦明
(以下、「乙」という。)&とは、甲乙間のリース契約について、次のとおり契約する。

第1条(本件リース物件)

甲は、乙に対して後記物件の表示記載の物件(以下、「本件リース物件」という。)を別紙に定める物件
を下記記載の設置場所にてリース(賃貸)し、乙はこれを借り受ける。

本件リース物件設置場所

住所: 設置場所: 埼玉県児玉郡上里町三町 860-6

第2条(リース期間)

リース期間は、以下のとおりとする。

2023 年 4 月 10 日から 2026 年 3 月 9 日までとする。

第3条(リース料)

1. 本件装置のリース料は、月額 10000 円(消費税込)とする。
2. 乙は甲に対し、前項の賃貸料を、毎月当月末日に、甲の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

お振込先:

第4条(本件リース物件の引渡し)

甲は、本件機械を本契約第 1 条に定める設置場所において、乙に対して引渡しを終えるものとし、乙も
その整備状況その他の必要事項を確認の上、これを借り受けるものとする。

第5条(本件リース物件の保管・使用方法)

- 1 乙の顧客または第三者から本件リース物件に対して強制執行、保全処分等がなされた場合、乙は直ちにその事実を甲に通知するとともに、甲の権利保全に必要な措置をとる。
- 2 乙は本件リース物件を善良な管理者の注意をもって保管、使用し、乙の費用で本件リース物件の保守・修理・点検を行う。
- 3 乙は、書面による甲の同意を得なければ本件リース物件を後記物件の表示記載の設置場所以外に移転できないものとする。

第6条(本件リース物件の現状変更)

乙は、いかなる場合でも、本件リース物件の改造を行わないものとする。ただし、事前の甲の書面による同意があるときはこの限りでない。

第7条(本件リース物件の検査、報告)

乙は、甲の請求があり次第、直ちに本件リース物件の検査のための甲の乙事務所等への立入り等に協力するとともに、本件リース物件の設置、保管の状況に関する一切の書類を甲に提出しなければならない。

第8条(本件リース物件の譲渡等の禁止)

乙は、本件リース物件を第三者に譲渡、本契約上の権利の第三者への譲渡、または担保提供しない。

第9条(期限の利益の喪失)

乙について下記各号の事由が一つでも生じた場合には、甲からの通知催告等がなくても乙は期限の利益を失い、甲は乙に対してリース料等の乙の負担するすべての債務の即時支払および本件リース物件の引揚げ・返還請求の全部または一部を行うことができる。

- 1) 第三者から差押、仮差押、仮処分を受けたとき
- 2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申し立てをし、またはこれらの申立を受けたとき
- 3) 解散決議のための手続を開始したとき
- 4) 支払停止もしくは支払不能に陥ったときまたは手形交換所から不渡処分もしくは取引停止処分をうけたとき
- 5) 連絡が取れない等、所在が不明となったとき
- 6) 本契約のいずれかの条項に違反したとき
- 7) 財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると合理的に認められる相当の事由があるとき
- 8) その他本契約の円滑な履行が困難になったときまたは信用不安が生じるなど債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第10条(遅延損害金)

乙が本契約による甲に対する支払債務を怠ったとき、または甲が乙のために費用の立替払をしたときは、乙は支払うべき債務に対して支払済みに至るまで年14.6パーセントの割合による遅延損害金を支払う。

第11条(本件リース物件の返還)

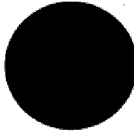
- 1 リース期間の満了または本契約第9条により甲から本件リース物件の返還の請求があったときは、乙は直ちに本件リース物件を設置場所において甲に返還する。
- 2 本件リース物件の返還に要する一切の費用は乙の負担とする。

本契約を証するため本書2通を作成し、甲、乙は以下に署名押印し、各自1通を保有する。

2023年 4月 10日

(甲)

埼玉県さいたま市浦和区常盤 4-11-43
カールシステムズ株式会社
代表取締役 清水光則



(乙)

埼玉県児玉郡上里町三町860-6

齊藤 邦明



別組

[illegible]

政務活動費 領収書等貼付用紙

0971

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 30 日	支出額	9,900 円
項目	事務費	充当額	8,910 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	来客用ウォータースタンドレンタル料		
備考	その他の支出日 5/30、6/30		

政務活動費 領収書等貼付用紙

0971

(2/2)

払込受領証
(はらひきうけいしやうしやう)

払込人氏名
藤井たけし事務所

様

コード
[REDACTED]

請求年月
2025年03月

お支払金額
3,300

内消費税 300 円

受取人
ウォータースタンド株式会社
連絡先 0120-444-864

収C金額訂正のた 領収日付
入V 25.6.30
印紙税 2025/3

（お客さま様へ）

払込受領証
(はらひきうけいしやう)

払込人氏名
藤井たけし事務所

様

コード
[REDACTED]

請求年月
2025年04月

お支払金額
3,300

内消費税 300 円

受取人
ウォータースタンド株式会社
連絡先 0120-444-864

収C金額訂正のた 領収日付
入V 25.6.30
印紙税 2025/3

（お客さま様へ）

払込受領証
(はらひきうけいしやう)

払込人氏名
藤井たけし事務所

様

コード
[REDACTED]

請求年月
2025年05月

お支払金額
3,300

内消費税 300 円

受取人
ウォータースタンド株式会社
連絡先 0120-444-864

収C金額訂正のた 領収日付
入V 25.6.30
印紙税 2025/3

（お客さま様へ）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1008

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 1 日	支出額	770 円
項目	事務費	充当額	693 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務用品として		
備考	松本義明 来客用紙コップ、インデックスシール		

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)

No. 00500530-1014-0054		6桁 0052 品番	
2025年05月01日		4桁	
(うち、消費税等 70円)			
¥770-			
租し、 売上税率：8%		として上記注に領収いたしました	
デザイン・イオン入開店 070-7500-0007			

政務活動費 領収書等貼付用紙

1009

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 1 日	支出額	640 円
項目	事務費	充当額	640 円
細目	事務費	按分率	
摘要	桶川市指定ごみ袋		
備考	岡地優		



コープみらい

ミニコープ日出谷店

TEL 048-786-6761

領 収 証

登録番号：T5030005001408

毎度ご来店ありがとうございます

2025年 5月 1日（木） 16:10

ウ 071	桶川市指定ごみ袋	J
	¥128 5個	¥640
小計	5点	¥640
	(税込10.0%対象額	¥640)
	10.0% 消費税等	¥58
税額計		¥58
お買上計		¥640
ほぺたんカード支払		-¥640
現金合計		¥0

政務活動費 領収書等貼付用紙

1010

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 1 日	支出額	6,358 円
項目	事務費	充当額	5,722 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務所電気料金 2025 年 4 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

1010

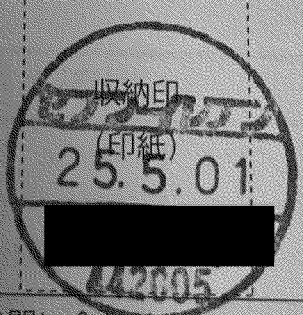
(2/2)

電気料金等領収証	
年 月分	金 額 (円)
2025-04	6,358
うち消費税等相当額 (円)	578
ご使用場所・ご使用場所名義 埼玉県三郷市早稲田2丁目8番5号 加藤コーポラス 101号室 逢澤 圭一郎 様	
お支払者氏名 逢澤 圭一郎 様	
ご契約番号 [REDACTED]	
料金プラン 東京Vプラン	

お支払い 期限	裏面をご覧のうえ 6月 1日 までにお支払いください。
------------	--------------------------------

本領収証により集金員が料金を収納することはありません。
金額を訂正したもの、収納印のないものは無効です。

収 納 印



受取人・お問い合わせ先
ENEOS Power 株式会社
ENEOSでんき・都市ガス カスタマーセンター
電話：0570-01-8704（ナビダイヤル）
受付時間：午前9時～午後5時（日曜および祝日、年末年始を除く）
登録番号：T6010001237378
収納代行会社：三井住友カード株式会社
(コンビニエンスストア→お客さま)

政務活動費 領収書等貼付用紙

1011

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 1 日	支出額	3,867 円
項目	事務費	充当額	3,480 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務所水道料金（令和 7 年 2 月 6 日～4 月 6 日）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

1011

(2/2)

埼玉県三郷市上下水道料金納入通知書兼領収証書 公

振替口座

00160-1-960606

加入者

三郷市水道事業

水栓所在地

三郷市早稲田2丁目8-5

加藤コーポラス 101

使用者氏名

逢澤 圭一郎 様

下記の金額を納期限までにお支払いください。

三郷市長 木津雅晟

水栓番号		
使用期間		令和 7年 2月 6日 ～ 令和 7年 4月 6日
用途/口径		一般用 20 mm
上水道	使用水量	2 m ³
	水道料金	1,727 円
	(うち消費税等 10%)	157 円
下水道	排除汚水量	2 m ³
	下水道使用料	2,140 円
	(うち消費税等 10%)	194 円
合計金額		3,867 円
納期限		令和 7年 5月 15日

上記の金額を領収いたしました。

発行日

令和 7年 4月 28日

三郷市水道部 T1800020001359

この通知書で

令和 7年 5月 15日

までにお支払いください。

領収日付印

収入印紙不要

25.5.01

442005

金額を訂正したもの、領収日付印のないものは無効です。

お客様控

政務活動費 領収書等貼付用紙

1012

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 1 日	支出額	24,200 円
項目	事務費	充当額	19,360 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	リコー印刷機（サリオ 411）修理訪問対応代		
備考	政務活動費に使用する割合が 8/10 以上であるため		

政務活動費 領収書等貼付用紙

1012

(2/2)

〈はんしん〉キャッシュサービス

お取扱明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日				取扱金庫・店番一機番通番			
07-05-01				1253021-1027			
カード発行金融機関一店番一口座番号							
1253- [REDACTED]				***** [REDACTED]			
万円券(枚)	五千円券(枚)	二千円券(枚)	千円券(枚)	お取引金額			
0000000000	0000	0000	0000	¥24,200*			
お取引内容				お取引後残高			
支払い				*****			
手数料	¥0			ページ	硬貨		
時刻	15:16			おつり			

飯能信用金庫

飯能南支店

カ) I-ルツウツソ様

普通 0000157710

ウチヌマヒロシセイムカット"ウツ"ムツヨ様

TEL042-978-8518

印紙税申告納

付につき所滞

税務署承認済

ご利用ありがとうございました。



飯能信用金庫

政務活動費 領収書等貼付用紙

1013

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 1 日	支出額	5,500 円
項目	事務費	充当額	2,750 円
細目	事務費	按分率	1/2
摘要	事務員名刺作成		
備考	政務活動に使用する割合が 1/2 以上であるため。 ⑤埼玉県議会自由民主党議員団		

政務活動費 領収書等貼付用紙

1013

(2/2)

領収書

渡辺 大 県政事務所 御中

領収日 2025-05-01
領収書番号 W0018-202504
登録番号 T5120003022173

HYBRAIN
Let's work with our Hybrid Brain

Hybrain合同会社

〒530-0001
大阪府大阪市北区梅田1-11-4
大阪駅前第4ビル 9F-923
06-4400-1069(代表)
090-3650-0190



件名 [Redacted] お名刺

小計	消費税	合計金額
5,000円	500円	5,500円

摘要	数量	単価	明細金額
名刺製作費	1 式	5,000	5,000

内訳	10%対象(税抜)	5,000円
	10%消費税	500円

備考
上記正に領収いたしました。